

なごころ保育園 企業主導型保育園について

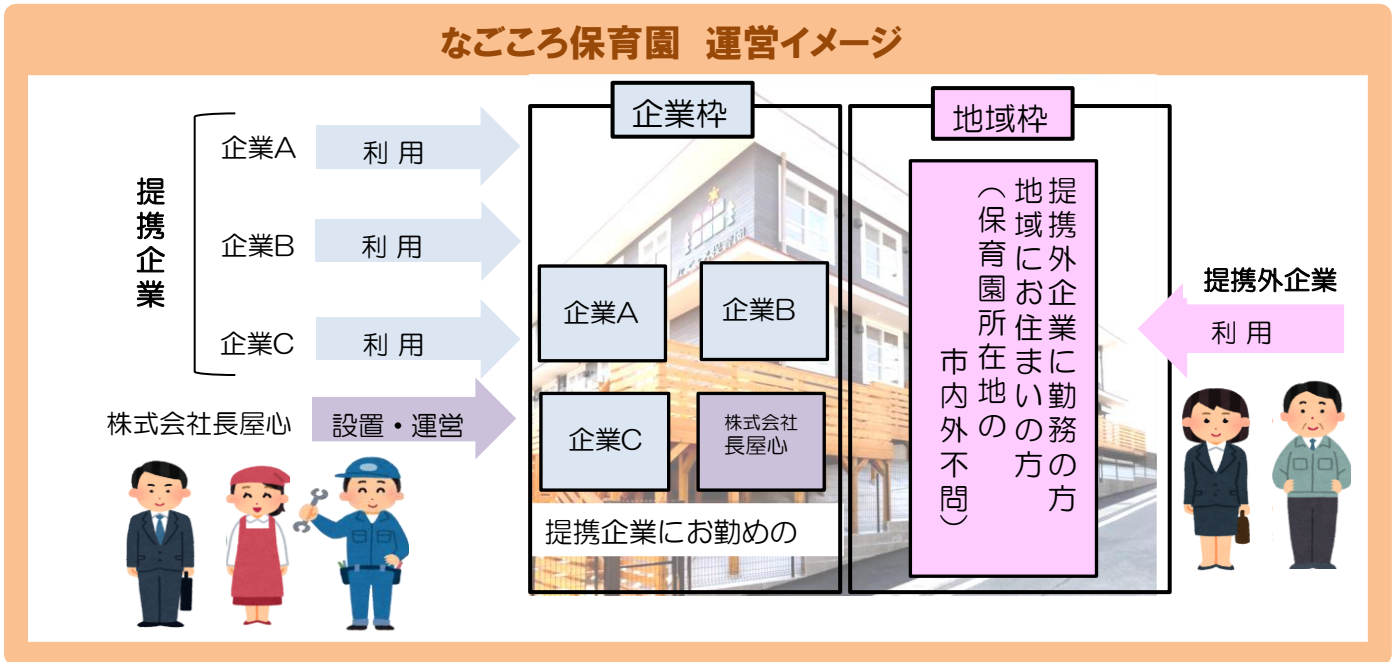
企業主導型保育園は、内閣府が平成28年度からスタートした「企業がつくる保育園」ことで、従来の「事業所内保育所」を近隣の複数の企業とシェアし、共同利用できる保育園として運営されます。

〈一般的な認可保育園と企業主導型保育園の違いについて〉

一般的な認可保育園とは、市が認可した保育園のことを言います。入園に際して市役所に申請して「保育の必要性」を認定してもらい、入園の決定は市役所が行います。利用料は保護者の前年度の収入によって決まります。

企業主導型保育園は、一般的な認可保育園と同じ保育士の人数配置や安全・衛生基準で運営され、市役所への申請が必要なく、入園の決定は保育園が行います。

なごころ保育園 運営イメージ



Q1. 企業主導型保育園を利用できる人はどのような人ですか？

A. 共同利用の契約をした企業に勤務の方と、それ以外の企業に勤務の方が利用でき、【企業枠】と【地域枠】に分かれます。国の定めにより【企業枠】のお子様を優先的にお預かりすることになっています。共同利用の契約は無料です。

【企業枠】

当園と共同利用の契約を結んだ、社会保険加入事業所に勤務の方。社会保険未加入のパート社員の方も含まれます。

就労証明書のご提出の後、原則として初回の口座振替の際に月額保育料から5,000円割引させていただきます。

※1園児につき、1回の割引とさせていただきます。

【地域枠】

当園と共同利用の契約を結んでいない企業に勤務の方。国民健康保険や共済組合保険(公務員など)に加入の方。

※社会保険加入事業所とは、「子ども子育て拠出金」を負担している企業のことです。

※入園を希望する時点で、お勤め先の会社が共同の利用契約を結んでいなくても、【企業枠】を希望できます。

お申込み確認後、お勤め先のご担当の方へご連絡または訪問させていただき、入園手続きのサポートをいたします。

Q2. 企業主導型保育園に入園するためにはどのような手続きが必要ですか？

A. お勤め先の企業と無料の共同利用の契約を交わしたうえ、園へ直接【企業枠】の利用を申込みしていただきます。それ以外の方は【地域枠】となり、勤務先の雇用証明書、または市役所に「子ども・子育て支援法第20条に定める認定書(保育の必要性)」を発行してもらい、園へ提出して直接申込みとなります。